

日本熱測定学会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、日本熱測定学会 (The Society of Calorimetry and Thermal Analysis, Japan)と称す。以下本会と略す。

第2条 本会は事務所を東京都におく。

第2章 目的および事業

第3条 本会の目的は、熱測定(熱量測定・熱分析)およびこれと密接に関連した科学に興味をもつ研究者相互の連絡を通じ、熱測定に関する科学および技術の研究と応用を促進することにある。

第4条 本会は前条の目的達成のために以下の諸事業を行なう。

1. 热測定討論会 (Japanese Calorimetry Conference), 講演会, 講習会, 研究会その他の開催
2. 機関誌の発行
3. 热測定およびこれと密接に関連した分野での標準の確立, データの収集および国際的協力
4. その他目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第5条 会員は正会員および維持会員の2種とする。

第6条 正会員は、上記本会の目的に賛同する個人で、幹事会の承認を経て第11条の会費を支払うものである。

第7条 維持会員は幹事会の承認を経て入会を承認された会社または組織体で、第11条の手続を経て、本会の維持に協力するものとする。

第8条 会員は機関誌の配布をうけ、本会の行なう事業上の便益を優先的に受けることができる。

第9条 2カ年に亘り会費を滞納した場合は、幹事会の議決を経て除籍される。

第10条 会員が退会しようとする場合は、会費未納あるときその納入のうえ幹事会の承認を経なければならぬ。

第4章 会 費

第11条 会員は次の種別に従い会費を納入しなければならない。

正会員 年額 3,000円

維持会員 年額 20,000円(10)以上

第5章 総 会

第12条 総会は通常総会および臨時総会とする。

第13条 通常総会は、毎年1回会計年度末から3カ月以内に開き、臨時総会は会長が必要と認めた

場合に開く。

第14条 総会は会長が招集して議長となる。必要あるときは副議長を指名することができる。

第15条 総会は開催日より5日以前に議題を付し会員に通知しなければならない。

第16条 総会は次の事項を審議する。

1. 重要な規程の制定と改廃
2. 委員の改選
3. 事業計画、収支予算および決算に関する事項
4. 会長が必要と認めて付議した事項

第17条 総会は委任状を含め正会員総数1/4以上の出席をもって成立する。

第18条 総会の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし会則の改正は第31条に定めるところによる。

第6章 委員会および幹事会

第19条 委員会は委員選挙規定により選出された約30名の委員および会長、前期会長、次期会長をもって組織される。委員の任期は2年とする。ただし再任は認めるが三期連続選出は認めない。

第20条 委員会は幹事8名を互選をもって選出する。

第21条 会長は本会を代表し、委員会において決定された方針にもとづき会務を統理する。

第22条 次期会長は会長が推せんし、委員会において選任する。次期会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第23条 委員会は会長が招集し、その議長は会長がつとめる。

第24条 委員会は本会の運営に関する事項および会長が付議した事項を審議する。

第25条 幹事会は会長、次期会長、前期会長および幹事をもって組織される。

第26条 幹事会は会計幹事、庶務幹事、編集幹事を選出する。

第27条 幹事会は会長が招集し、その議長は会長がつとめる。

第28条 幹事会は本会の諸事業、運営、予算、収支その他必要な事項について審議する。幹事会は上述の会則と原則的に矛盾しないような本会の事業を正しく運営するための細則をとりきめることができる。

第29条 幹事の任期は1年とする。ただし再任は認め
るが三期連続選出は認めない。

第7章 会則の改正

第30条 本会の会則を改正するために全会員の1割以上
の会員、または委員の3分の2以上の人数
によって改正案を総会に提案することができる。

第31条 改正案はあらかじめ全会員に通知され、会則
の改正は総会出席の3分の2以上の賛成によ
って成立する。

第8章 会計年度

第32条 本会の会計年度は毎年10月1日に始まり翌年
9月30日に終る。

第9章 委員選挙規定

第33条 投票は正会員の郵便投票により正会員中より
5名連記、無記名で行なう。

第34条 幹事会は推薦候補者を立てることができる。

第35条 正会員は5名以上の連名で推薦候補者を立て
ることができる。

付 則 この会則は昭和51年10月1日より発効する。

細 則

1. 幹事の職務分担：幹事は次の責任を分担し会の運営
にあたる。
 - 1.1 会計幹事：会計幹事は会費の徴集および管理を行
ない常に公開しうる出納簿を用意する。また総会
において会計報告をする義務がある。
 - 1.2 庶務幹事：庶務幹事は本会の事業の立案、運営に
あたるとともに全会員の名簿を保管し、会議の記
録およびその配布、保管の義務がある。
 - 1.3 編集幹事：編集幹事は本会の機関誌、出版物の編
集、発行の責任者となる。必要に応じて幹事会の
議を経て編集委員会を設けることができる。
2. 幹事会は必要に応じて、学会に研究グループ、作業
グループを設けることを発議することができる。
3. 热測定討論会
討論会は毎年1回開かれる。その目的のため実行委
員会を作ることができる。次期開催地、および責任
者は幹事会において決定する。
4. 委員の選挙
幹事会は委員候補者の推薦に当つて、年令、地区、
専門分野がかかるよらないよう考慮する